

(例規25)

陸幕人計第592号
22.9.10

改正 平成30年3月14日陸幕法第104号 令和3年3月30日陸幕人教第218号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公印省略)

外国勲章等の着用について (通達)

自衛官服装規則 (昭和32年防衛庁訓令第4号) 第4条の規定に基づき、外国勲章等 (外国の君主若しくは政府又は国際連合より授与される勲章、記章その他の栄典をいう。) を着用する場合、下記の要領により実施されたい。

記

1 着用上の留意事項

外国勲章等は、外国の君主若しくは政府又は国際連合が個人の功績とその榮譽を讃えることを目的として授与するものである。したがって、着用にあたっては、勲章等着用規程（昭和39年総理府告示第16号）を遵守し、誤用のないよう留意するとともに、国内外の儀礼について十分配慮するものとする。

2 着用要領等

(1) 外国勲章等

ア 外国勲章等は、次に掲げる場合に着用することができる。

(ア) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第12条に規定する儀式に第1種礼装又は通常礼装（第2種夏服は除く。）で参加する場合において、儀礼上必要があるとき。

(イ) 次に掲げる行事等に第1種礼装、第2種礼装又は通常礼装（第2種夏服は除く。）で参加する場合において儀礼上必要があるとき。

- a 拝えつ、参賀等
- b 公の儀式又は公の招宴
- c 外国の機関又は文武官への公式訪問
- d その他部隊等の長が認める行事

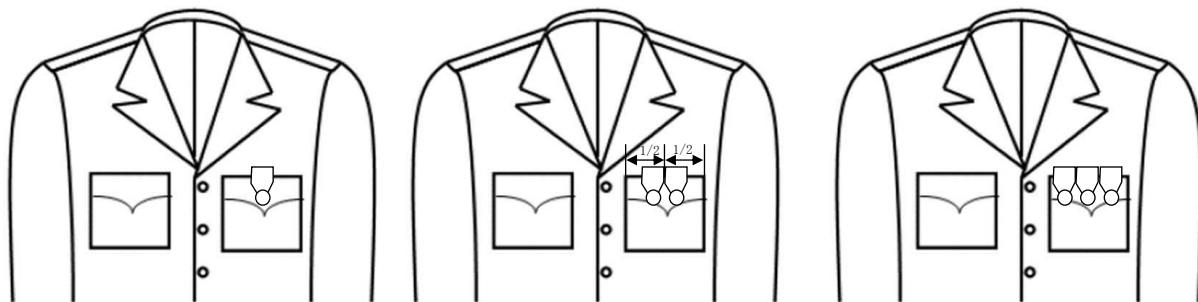
イ 左胸に着用すべき外国勲章等の着用位置を別紙のとおりとする。

(2) 略 綬

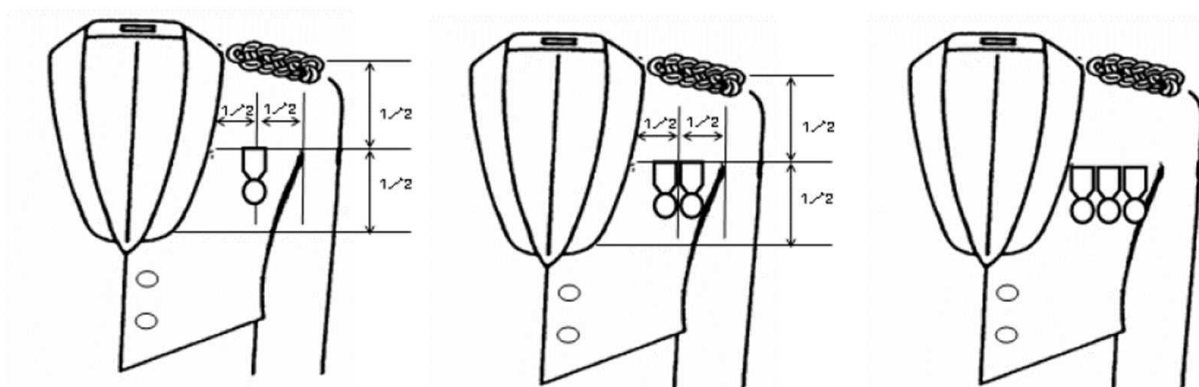
略綬を着用する場合の服装及び着用要領は、防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）第6条の規定を準用する。ただし、略綬及び防衛記念章を併せて着用する場合は、外国の君主又は政府より授与される勲章及び記章、防衛記念章、国際連合から授与される記章（国連メダル）の順序に着用する。

外国勲章等の着用位置

1 冬服（第1種夏服）上衣及び第1種礼服（夏）上衣



2 第2種礼装冬（夏）上衣



- 備考 1 女性自衛官の外国勲章等の着用については、図に示す位置に準じて着用する。
- 2 外国勲章等を複数授与されている者にあつては、勲章等着用規程（昭和39年総理府告示第16号）に基づき着用する。（なお、国連メダルを複数授与されている者は、授与された順序に着用する。）